

# 平成22年度実施施策に係る実績評価書

(文部科学省22-5-1)

施策目標	意欲・能力のある学生に対する奨学金事業の推進					
施策の概要	教育の機会均等の観点から、意欲・能力のある学生が経済的な面で心配することなく、安心して学べるよう、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金事業を充実し、教育費負担の軽減を図る。					
達成目標及び測定指標	達成目標(1)	独立行政法人日本学生支援機構による奨学金事業を充実させ、学生が経済的な面で心配することなく、安心して学べるよう、修学機会の確保を図る。				
	測定指標	基準値	実績値(進捗状況)			目標値
		16年度	20年度	21年度	22年度	毎年度
	独立行政法人日本学生支援機構奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち奨学金の貸与を受けられた者の割合	93.65%	92.43%	95.73%	93.23%	100.00%
年度ごとの目標値		-	-	-		
施策の予算額・執行額等 上段:単独施策に対応する経費 下段:複数施策に対応する経費	区分		21年度	22年度	23年度	24年度要求額
	予算の状況 (千円)	当初予算	130,899,306 <18,281,504>	130,899,306 <17,839,196>	124,091,347 <15,755,180>	131,120,349 <16,547,400>
		補正予算	△4,786,129 <7,890,600>	△9,915,677 <0>	3,467,064 <64,307>	
		繰越し等	291,770 <67,970>	611,178 <0>		
		合計	126,404,947 <26,240,074>	121,594,807 <17,839,196>		
執行額(千円)		126,398,526 <26,219,098>	117,476,828 <17,839,196>			
施策に関する 内閣の重要政策	名称	年月日	関係部分(抜粋)			
	教育振興基本計画	平成20年7月1日	<p>第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策</p> <p>(2) 施策の基本的方向 基本的方向4 子どもたちの安全・安心を確保するとともに、質の高い教育環境を整備する能力があるにもかかわらず経済的理由により修学が困難な者に対する奨学のための取組を進める必要がある。</p> <p>(3) 基本的方向ごとの施策 基本的方向4 子どもたちの安全・安心を確保するとともに、質の高い教育環境を整備する ④ 教育機会の均等を確保する 【施策】奨学金事業等の推進 教育の機会均等の観点から、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な学生等に対して、奨学金事業等を推進する。</p> <p>(4) 特に重点的に取り組むべき事項 ◎安全・安心な教育環境の実現と教育への機会の保障 ○教育への機会の保障 就園奨励費、幼児教育無償化の歳入改革にあわせた総合的検討、就学援助、奨学金、私学助成、税制上の措置の活用を通じた教育への機会の保障を図る。</p>			
	新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～	平成22年6月18日	<p>第3章 7つの戦略分野の基本方針と目標とする成果</p> <p>成長を支えるプラットフォーム (6) 雇用・人材戦略 ～子どもの笑顔あふれる国・日本～ (質の高い教育による厚い人材層) (略)</p> <p>高等教育においては、奨学金制度の充実、大学の質の保証や国際化、大学院教育の充実・強化、学生の起業力の育成を含めた職業教育の推進など、進学の機会拡大と高等教育の充実のための取組を進め、未来に挑戦する心を持って国際的に活躍できる人材を育成する。</p> <p>さらに、教育に対する需要を作り出し、これを成長分野としていくため、外国人学生の積極的受入れとともに、民間の教育サービスの健全な発展を図る。</p>			

【評価】	
施策に関する評価結果	<p><b>【総合評価】</b>  奨学金事業について、対前年度比3.5万人の貸与人員の増員を行った結果、独立行政法人日本学生支援機構奨学金の貸与基準を満たす希望者（以下、「貸与基準適格者」という。）のうち奨学金の貸与を受けることができた者の割合が93.23%となっており、「独立行政法人日本学生支援機構による奨学金事業を充実させ、学生が経済的な面で心配することなく、安心して学べるよう、修学機会の確保を図る。」とする達成目標5-1-1について、想定通りに順調に進捗していることから、施策目標5-1は想定通りに達成できた。</p> <p>なお、高等学校等奨学金事業は平成17年度入学者から順次都道府県へ移管されており、都道府県が実施する高等学校等奨学金事業の財源として、高等学校等奨学金事業交付金を交付している。</p> <p>達成目標を達成することで、意欲のある学生への支援体制の整備という点で学ぶ意欲と能力のある学生が経済的な面で心配することなく、安心して学べる環境の整備に資したと考える。</p>
	<p><b>【必要性の観点】</b>  高等教育機関への進学率の高まり、家庭の教育費負担の考え方の変化や学生の経済的な親からの自立意識の高まりなどを反映し、奨学金を希望する者は増加しており、学生が経済的な面で心配することなく、安心して学べるようにするためにも、奨学金事業の更なる充実を図ることが必要である。また、教育基本法4条第3項においても「国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない」と規定されており、国が責任をもって実施すべき施策である。さらには平成20年7月に閣議決定された「教育振興基本計画」においても、「教育の機会均等の観点から、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な学生等に対して、奨学金事業を推進する」と本事業を実施することの重要性が提言されている。</p>
	<p><b>【有効性の観点】</b>  奨学金事業の開始以来、67年間で約936万人の学生等に対して奨学金の貸与を行ってきており、教育の機会均等の実現と我が国の発展を支える人材育成に大きく寄与してきたところである。また、経済的理由により修学を断念することがないよう、奨学金の貸与を社会のセーフティーネットとしての役割を担うことで、国民に安心を与え、勉学意欲を涵養している。</p>
	<p><b>【効率性の観点】</b>  （事業インプット）  奨学金事業に必要な経費 130,899百万円（平成22年度予算額）  【事業費総額 1,005,479百万円】</p> <p>（事業アウトプット）  貸与人員 123万人（平成22年度実績）  【無利子貸与事業：36.2万人、有利子貸与事業：86.9万人】</p> <p>（事業アウトカム）  意欲と能力のある学生への支援体制の整備という点で、学生が経済的な面で心配することなく、安心して学べる環境が整備された。</p>
	<p><b>【評価結果を踏まえた今後の課題】</b></p> <p>独立行政法人日本学生支援機構奨学金の貸与基準適格者のうち、6.77%が貸与を受けられていない。その理由として、貸与基準適格者が増加していること、また、財源確保に関する課題もあり、これらも含め学生のニーズ等を踏まえ、引き続きこれらを解決していくことが課題である。</p>
	<p><b>【事業仕分け、行政事業レビューの指摘】</b></p> <p>○行政事業レビュー（平成23年9月）  &lt;一部改善&gt;  独立行政法人日本学生支援機構運営費交付金に必要な経費  &lt;現状通り&gt;  育英事業に必要な経費</p>
	<p><b>【施策への反映】</b></p> <p>達成目標(1)  近年では、貸与基準を満たす希望者のほぼ全員を採用しており、今後とも貸与基準を満たす希望者が奨学金を受けることができるよう、学生のニーズ等を踏まえ引き続き奨学金事業の充実に向けていく必要がある。</p>
	<p>有識者会議での指摘事項</p>
	<p>指標に用いたデータ・資料等</p> <p>・独立行政法人日本学生支援機構奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち奨学金の貸与を受けることができた者の割合  作成：独立行政法人日本学生支援機構  作成時期：平成23年3月  対象期間：平成22年4月～平成23年3月  所在：独立行政法人日本学生支援機構</p>
	<p>主管課（課長名）</p> <p>高等教育局学生・留学生課（松尾 泰樹）</p>
<p>関係局課（課長名）</p> <p>初等中等教育局高校教育改革PT（袖山 禎之）</p>	

(参考)関連する独立行政法人の事業

独法名	22年度予算額(千円)	事業概要
独立行政法人日本学生支援機構	17,839,196	大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な優れた人材を育成するとともに、国際理解・交流を図ることを目的として、奨学金事業、留学生支援事業、学生生活支援事業を実施。